

京都大学国際教育支援室要項

平成28年3月8日総長裁定

- 第1 京都大学（以下「本学」という。）に、国際教育支援室（以下「支援室」という。）を置く。
- 第2 支援室は、学生担当の理事（以下「担当理事」という。）の下に、本学における国際化の推進に関し、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 学生の海外派遣に関する支援
 - (2) 外国人留学生の受入れに関する支援
 - (3) 部局が実施する教育の国際化の推進に係る事業に関する支援
 - (4) その他担当理事が必要と認める教育の国際化の推進に関する支援
- 第3 支援室に室長を置く。
 - 2 室長は、担当理事が指名する本学の教職員をもって充てる。
 - 3 室長は、支援室の室務を総括する。
- 第4 支援室に室員を置き、担当理事が指名する本学の教職員をもって充てる。
 - 2 前項に定めるもののほか、第2に定める業務を行うに際し、担当理事が必要と認めるときは、本学の教職員のうちから室員を委嘱することができる。
 - 3 室員は、室長の命を受け、支援室の室務に従事する。
- 第5 支援室の事務は、教育推進・学生支援部国際教育交流課において処理する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。